

志木市公共施設適正配置計画

～ 第Ⅱ期 個別施設計画 ～

(令和 7 (2025) 年度～令和 16 (2034) 年度)

令和 7 (2025) 年 2 月 策定

志木市

目次

はじめに.....	1
1. 背景と目的.....	2
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画期間.....	2
4. 関連計画.....	3
第1章 適正配置の基本的な考え方.....	5
1. 基本的な考え方.....	6
2. 目標.....	6
3. 実施手順.....	7
4. 実施方針.....	10
5. 更新費用の見込み.....	13
第2章 実施プログラム.....	14
1. 実施プログラムの考え方.....	15
2. 用途別の実施プログラム.....	17
第3章 推進方策.....	33
1. 推進に向けた課題.....	34
2. 推進体制.....	34

はじめに

1. 背景と目的

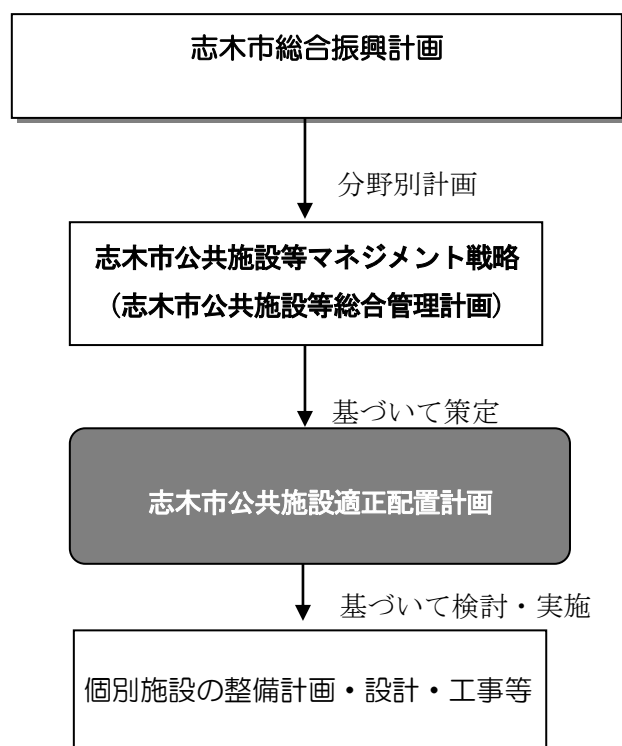
本市では、昭和 40 年代の高度経済成長期を中心に、公共施設及びインフラを整備してきたが、今後、人口減少や少子高齢化に伴う公共施設の利用需要の変化や、老朽化に伴う維持補修経費の増大が予想される。このため本市では、公共施設等の計画的な更新等による財政負担の軽減・平準化を図るため、平成 27 年度に「志木市公共施設等マネジメント戦略」を策定した。

本計画は、志木市公共施設等マネジメント戦略に基づき、個別施設ごとの再配置等に関する具体的な方向性を定めることにより、財政負担の軽減・平準化とサービス水準の維持を両立させながら、公共施設の最適な配置を実現することを目的とする。

2. 計画の位置づけ

本計画は、志木市公共施設等マネジメント戦略に基づく個別施設計画である。本計画に基づき、公共施設の更新・統廃合などを計画的に行う。

■計画の位置づけ



3. 計画期間

本計画は、令和 7(2025)年度から令和 16(2034)年度までの 10 年間を計画期間とする。

志木市公共施設等マネジメント戦略(志木市公共施設等総合管理計画) (平成 27(2015)年度～令和 26(2044)年度)		
志木市適正配置計画 ～ 第Ⅰ期 個別施設計画 ～ 【平成 27 年度～令和 6 年度】 (2015 年度～2024 年度)	志木市適正配置計画 ～ 第Ⅱ期 個別施設計画 ～ 【令和 7 年度～令和 16 年度】 (2025 年度～2034 年度)	志木市適正配置計画 ～ 第Ⅲ期 個別施設計画 ～ 【令和 17 年度～令和 26 年度】 (2035 年度～2044 年度)

4. 関連計画

(1) 志木市公共施設等マネジメント戦略

1. 基本目標	(1) 基本方針	更新ピークが到来する前に、公共施設等のマネジメントを積極的に進め、公共施設等に係るコストの平準化を進める。併せて、コンパクトな市域を生かして施設の集約や複合化、周辺自治体や民間との連携を行うことにより、サービスを低下させないように配慮しながら公共施設の総量を削減する。 インフラについては、市民生活への影響が大きいことから、削減することは困難であるため、適正な維持管理による長寿命化により、ライフサイクルコストの削減を図ることを基本とする。
	(2) 数値目標	計画期間(平成27(2015)年度～令和26(2044)年度)30年間の公共施設の総量(延床面積)2割削減
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	(1) 点検・診断等の実施方針	・ 専門家等による定期的な点検・診断等を実施する。 ・ 日常の施設状況の点検などは施設管理者等が自ら行い、きめ細かな点検・診断等の実施を図る。
	(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	・ 維持管理・修繕については、施設ごとの修繕計画を策定し、計画的に実施する事を基本とする。 ・ 更新については、同規模・同機能の建て替えは行わず、規模の縮小、他施設との集約化や複合化等により、総量の削減を検討する。 ・ 施設の整備及び運用については、民間との連携など、常に効果的及び効率的に行えることを検討する。
	(3) 安全確保の実施方針	・ 予防保全の観点を用いて安全確保を図ることを基本とする。 ・ 耐震性能不足の施設や既に老朽化が進行している施設は、利用者の生命に関わることから、可能な限り早期にその対策を講じる。特に不特定多数の人が利用する施設では、公共施設等マネジメント戦略の中でも最優先で実施することとする。
	(4) 耐震化実施方針	・ 耐震性能が不足している施設については、「耐震改修」「建替え」「除却」により、全ての施設で耐震性能を確保することを基本とする。
	(5) 長寿命化実施方針	・ 予防保全の観点から長寿命化を図り、更新時期を延伸しながら、コストの平準化を図ることを基本とする。
	(6) 統合や廃止の方針	・ ハード面・ソフト面の両面からの取組、市民ニーズなどを慎重に見据えながら、サービスの低下に配慮し、実施することとする。
	(7) 体制構築の方針	・ 庁内に戦略の推進を中心的に進める部局を設置するとともに、横断的な組織の構築を行う。 ・ 周辺自治体や民間との積極的な連携を図ることとする。
	(8) ユニバーサルデザインに関する実施方針	施設の改修やマネジメント方策の実施にあたっては、ユニバーサルデザインを意識し、誰もが利用しやすい施設整備を進めることとする。
	(9) SDGs に関する実施方針	・ マネジメント方策の実施にあたっては、SDGs の考え方を踏まえるものとする。 ・ SDGs の 17 の目標のうち、「目標 11・住み続けられるまちづくりを」、「目標 17・パートナーシップで目標を達成しよう」の 2 つの目標の達成に貢献できるよう、事業を進めることとする。
	(10) 脱炭素化の推進方針	「志木市地球温暖化対策実行計画」及び「志木市ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえ、公共施設等の改修等に合わせて再生可能エネルギーの導入やLED照明の導入及び省エネルギー化を推進することとする。

3. 個別方針	(1) 市民文化系施設	・ 市民会館は、複合化等再整備を進める。 ・ 宗岡公民館は、今後の老朽化に伴い集約化、複合化及び廃止等の検討を行う。
	(2) 社会教育系施設	・ 可能な限り複合化し、面積の削減と管理運営の効率化を図る。
	(3) スポーツ・レクリエーション系施設	・ 耐震性能不足の施設が多いことから、安全性の確保を優先する。 ・ 複合化により、面積の削減と管理運営の効率化を図る。
	(4) 学校教育系施設	・ 統廃合等のマネジメントにより、7地域の学校教育系施設の偏在の解消を図る。 ・ 他用途との複合化により、地域の拠点形成を図る。 ・ 「志木市学校施設長寿命化計画」に基づき、限界耐用年数を80年として方策を検討する。
	(5) 子育て支援施設	・ 保育園については、「志木市こども計画」に基づき、今後、多様化する保育ニーズを見据えた再整備を検討する。 ・ 学童保育クラブについては、小学校の統廃合と合わせて検討する。
	(6) 保健・福祉施設	・ 施設の集約化を図る。 ・ 拠点施設の整備による機能充実を図ることで、効率的かつ効果的な施設運営を行う。
	(7) 行政系施設	・ 庁舎については、老朽化の進行状況等を勘案し、施設の適切な維持管理に努める。 ・ その他の施設については、適切な維持管理を行い、老朽化が進んだ施設の更新を進める。
	(8) その他	・ 駐車場・自転車駐車場については、現状維持を基本とする。 ・ 市営住宅については、適正な維持管理による長寿命化を図るとともに更新については民間借上げ方式なども検討する。

第 1 章 適正配置の基本的な考え方

1. 基本的な考え方

公共施設の適正配置に当たっては、志木市公共施設等マネジメント戦略の基本方針に基づき以下の考え方で取組を進める。

- ・ 更新のピークの平準化が図れるマネジメント方策を適用する
- ・ コンパクトな市域を生かした施設の集約・複合化を積極的に進める
- ・ 民間活力の活用（民営化等）により、サービス水準の維持と総量の削減を両立させる

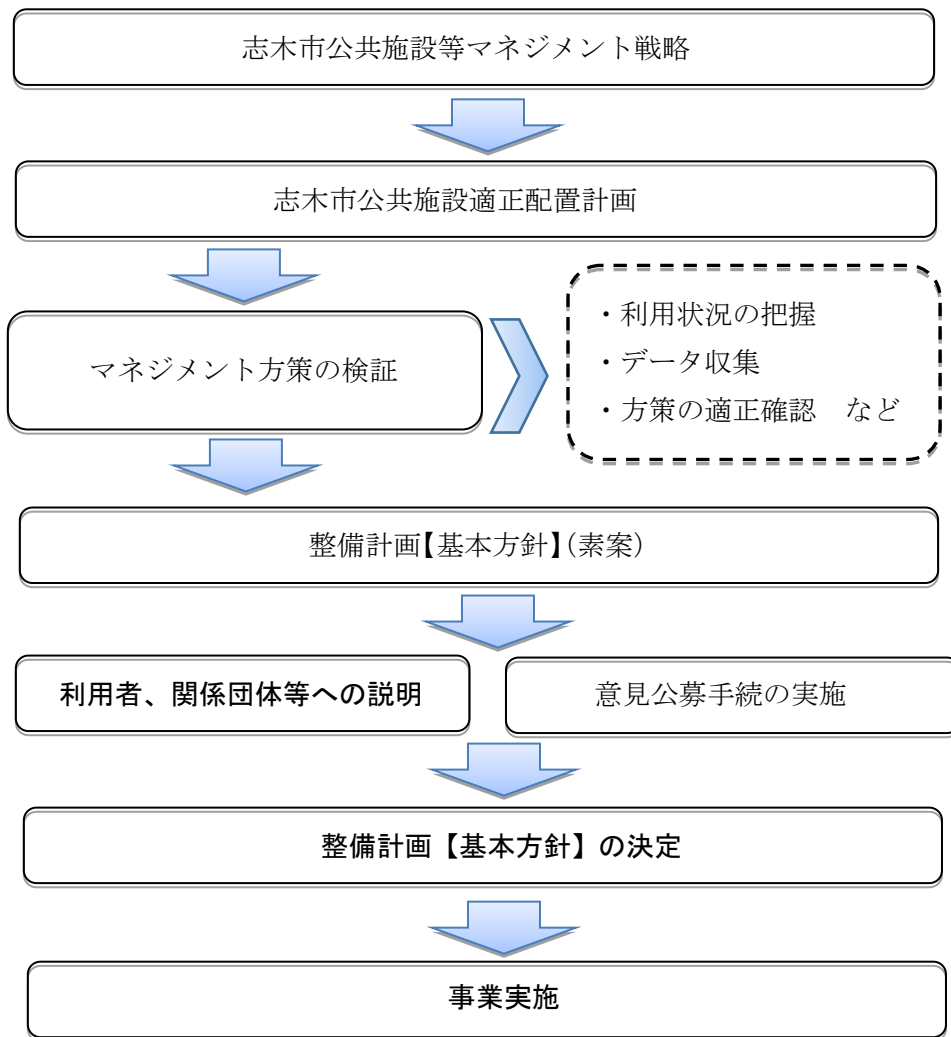
2. 目標

計画期間(令和 7(2025)年度～令和 16(2034)年度)10 年間の公共施設の総量(延床面積)1.4%削減

施設分類	令和 6(2024)年 度末（現状）	令和 16(2034) 年度末（目標）	削減目標 面積	削減率
市民文化施設	6,313.63	5,918.34	395.29	▲6.3%
社会教育系施設	3,005.92	2,821.24	184.68	▲6.1%
スポーツ・レクリエーション系施設	9,468.05	8,695.42	772.63	▲8.2%
学校教育系施設	84,173.00	84,173.00	0.00	0.0%
子育て支援施設	3,436.68	2,797.22	639.46	▲18.6%
保健・福祉施設	8,615.03	8,615.03	0.00	0.0%
行政系施設	13,391.94	13,368.12	23.82	▲0.2%
その他	13,952.72	13,952.72	0.00	0.0%
合計	142,356.96	140,341.08	2,015.88	▲1.4%

3. 実施手順

施設の更新等を具体的に進める際は、以下の手順に従って進めることとする。



計画の対象

本計画は、インフラを除く以下の施設を対象とする。

※インフラ（道路、橋梁、上下水道、防災無線、公園等）は、個別の計画等に基づきマネジメント方策を検討している。

■対象施設一覧

種別	大分類	中分類	施設名称	建物内施設
公共施設	市民文化系施設	文化施設	市民会館	
		集会施設	宗岡公民館	
	社会教育系施設	図書館	柳瀬川図書館	
		博物館等	郷土資料館	
			旧村山快哉堂	
			埋蔵文化財保管センター	
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	市民体育館	
			秋ヶ瀬スポーツセンター	
			武道館	
		レクリエーション施設・観光施設	八ヶ岳自然の家	
	学校教育系施設	小学校	志木小学校	いろは遊学館
				いろは遊学図書館
				志木学童保育クラブ (校舎内)
			志木第二小学校	
			志木第三小学校	志木第三学童保育クラブ (校舎内)
			志木第四小学校	ふれあい館「もくせい」
				放課後子ども教室
				志木第四学童保育クラブ (校舎内)
			宗岡小学校	
			宗岡第二小学校	宗岡第二学童保育クラブ (校舎内)
			宗岡第三小学校	
			宗岡第四小学校	
		中学校	志木中学校	
			志木第二中学校	
			宗岡中学校	
			宗岡第二中学校	

種別	大分類	中分類	施設名称	建物内施設	
	子育て支援施設	幼児・児童施設	志木学童保育クラブ		
			志木第二学童保育クラブ		
			志木第三学童保育クラブ		
			宗岡学童保育クラブ		
			宗岡第三学童保育クラブ		
			宗岡第四学童保育クラブ		
		幼稚園・保育園・こども園	いろは保育園	いろは子育て支援センター	
			北美保育園		
			西原保育園	西原子育て支援センター	
	保健・福祉施設	高齢者福祉施設	第二福祉センター	高齢者あんしん相談センター（柏の杜）	
		保健施設	健康増進センター	西原ふれあいセンター	
		その他社会福祉施設	総合福祉センター	総合福祉センター	総合福祉センター（東館を含む）
				宗岡第二公民館	
				教育サポートセンター	
				宗岡子育て支援センター	
				児童センター	
				福祉センター	
				児童発達相談センター	
				第二福祉作業所	
	行政系施設	庁舎等	庁舎		
			柳瀬川駅前出張所		
			志木市民サービスステーション	志木市コミュニティスペースつつじ	
		消防施設	志木消防署		
			消防団第1分団車庫		
			消防団第2分団車庫		
			消防団第3分団車庫		
			消防団第4分団車庫		
消防団第5分団車庫					
その他行政系施設		防災倉庫			
その他		公営住宅	市営城山団地		
			市営中野団地		
	駐車場等	志木駅前自転車駐車場・志木駅東口地下駐車場			
		柳瀬川駅前自転車駐車場			

4. 実施方針

(1) 適正配置に向けたマネジメント方策

個別施設の適正配置に当たっては、施設の状況を踏まえて、以下のマネジメント方策の中から適切なものを選定し、総量(延床面積)の削減を図ることとする。

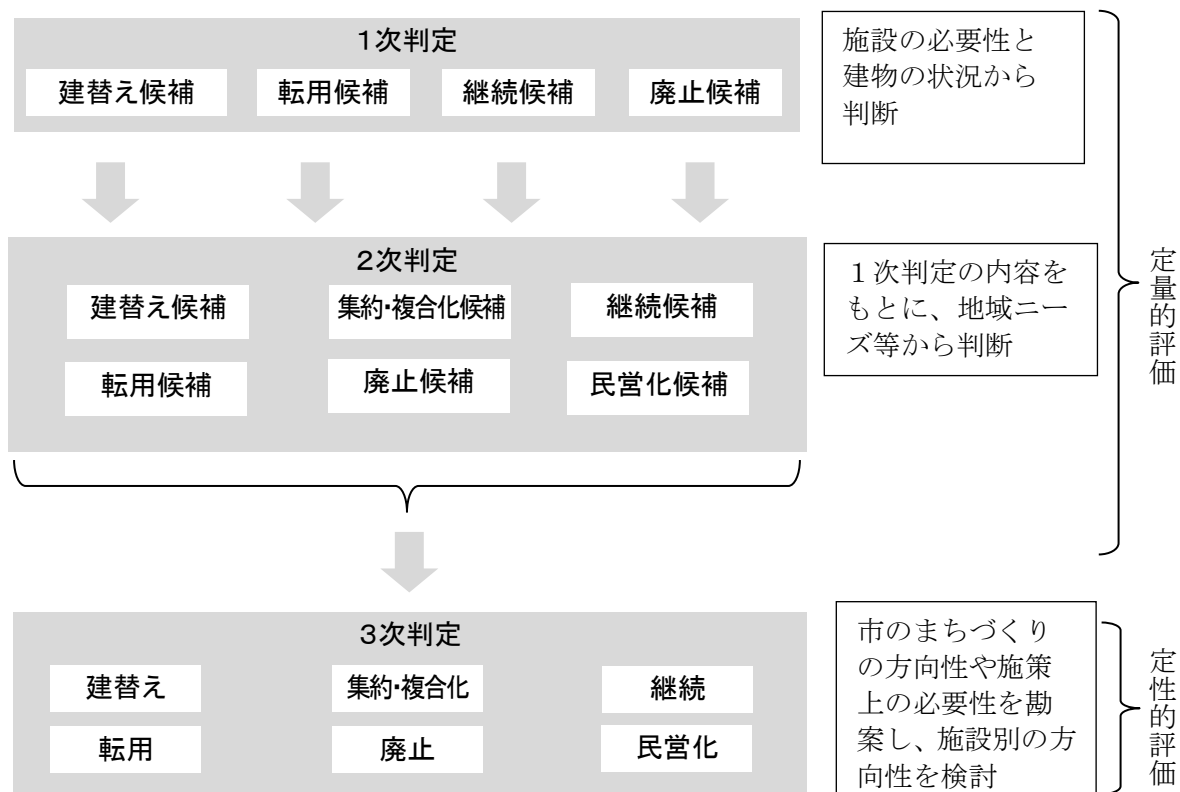
■ マネジメント方策の一覧

方策	内容
建替え	機能(面積)を効率化して建替えを行う
集約・複合化	施設同士を移転させて建替え(または大規模改修)を行う
転用	他の用途の施設に改修して機能転換する
廃止	取り壊し、売却、譲渡などにより施設を廃止する
民営化	民営化などにより施設を民間に移管する
継続	修繕などをしながら継続使用する

(2) マネジメント方策の選定の流れ

個別施設について、どのマネジメント方策を実施するかについて、以下のフローに基づいて、定量的評価による1次判定と2次判定、定性的評価による3次判定の3段階で選定を行う。なお、第Ⅱ期では第Ⅰ期に行った1次判定と2次判定の結果をもとに3次判定の見直しを行う。

■ マネジメント方策の選定フロー



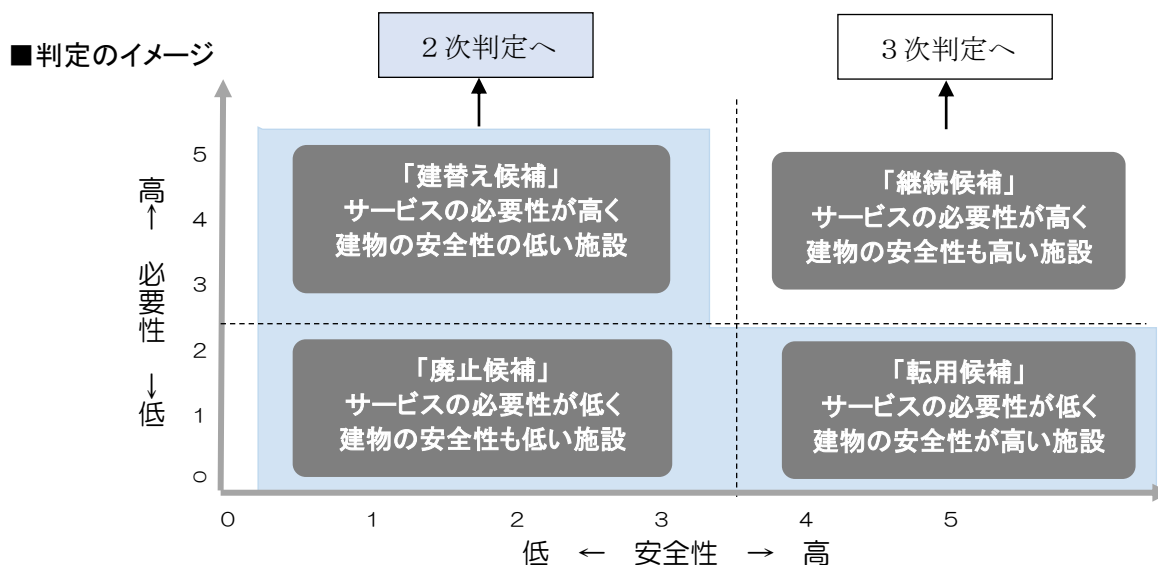
(3) 選定方法

① 1次判定

○ 判定方法

1次判定として、サービスの必要性と建物の安全性から施設別に方向性を仮設定する。

具体的には、建替え候補、継続候補、廃止候補、転用候補の4つにグループ分けを行い、グループごとに2次判定に進む。



■ 1次判定の考え方(各項目を点数化)

	判定基準	判定方法例
サービスの 必要性	行政サービスの 必要性	5：防災施設、インフラ施設（以下、「防災等施設」）※1 4：施設の大分類が「学校教育系施設」、「子育て支援施設」、「保健・福祉施設」（以下、「学校教育・福祉等施設」という）のうち、公共でなければ設置不可、または民間でも設置できるが、採算が合わない 3：施設の大分類が「市民文化系施設」、「社会教育系施設」、「スポーツ・レクリエーション系施設」、「行政系施設」、「その他」（以下、「市民文化・社会教育等施設」という）の施設のうち、公共でなければ設置不可、または民間でも設置できるが、採算が合わない 2：4に該当しなかった学校教育・福祉等施設 1：3に該当しなかった市民文化・社会教育等施設
建物の 安全性	耐震性 残耐用年数 劣化状況	5：新耐震基準に対応かつ残耐用年数が45年以上 4：新耐震基準に対応かつ残耐用年数が30～44年 3：新耐震基準に対応かつ残耐用年数が15～29年かつ大きな劣化なし 2：新耐震基準に対応かつ残耐用年数が0～14年 1：新耐震基準に未対応または残耐用年数が0年以下

※1 防災等施設の定義は次のとおり。

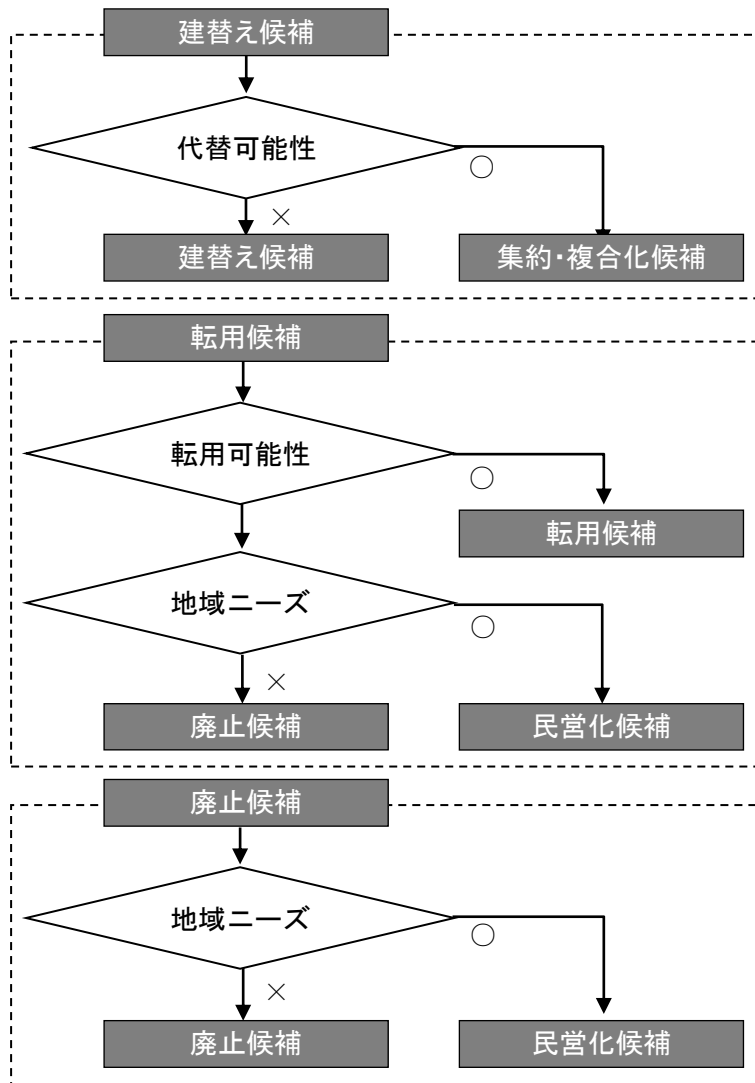
- ・ 防災施設 … 災害対策本部等（庁舎、いろは遊学館、防災倉庫）、消防施設
- ・ インフラ施設 … 水道施設、下水道施設

② 2次判定

○ 判定方法

1次判定の4つのグループのうち、建替え候補、転用候補、廃止候補について、地域ニーズ、代替可能性、転用可能性を検証し、その施設の整備の方向性をフローで振り分けを行う。

■ 判定のイメージ



■ 2次判定の考え方

	判定基準	判定方法例
代替可能性	代替可能性	○：アンケートで周辺自治体または民間の施設利用率の偏差値 45 以上（評価 2 以下）かつ公共でなくとも設置可能 ×：上記判定基準に該当しないもの
地域ニーズ	市民ニーズ	○：下記判定基準に該当しないもの（評価 3 以上） ×：アンケートで「1 年間で数回利用」以上の割合の偏差値 55 未満かつ圏域の人口が減少（評価 2 以下）
	利用状況	○：下記判定基準に該当しないもの（評価 3 以上） ×：利用者が減少傾向（評価 2 以下）
転用可能性	施設のフレキシビリティ	○：延床面積 1,000 m ² 以上かつ特殊用途でない ×：上記判定基準に該当しないもの

③ 3次判定

2次判定に対して、市のまちづくりの方向性や施策上の必要性等、当該施設を取り巻く状況等を勘案し、判定結果の見直しを行う。

■ 3次判定の例

【館保育園】 2次判定：廃止 ⇒ 3次判定：民営化

同保育園については、2次判定では廃止との判断になった。

しかしながら、昨今の社会情勢の変化により、保育環境を取り巻く状況も変化しており、女性の社会進出などによる保育需要の増大だけでなく、保護者の就労形態も多様化が進んでいる。

こうした状況から、本市としても待機児童対策や充実した保育環境の整備のためにも保育事業の継続は必須であることから、3次判定において民営化と判断を修正した。

5. 更新費用の見込み

本計画に基づき個別施設の特性に応じたマネジメント方策を実施することで、本計画期間における更新費用は約210億円（1年当たり約21億円）となることが見込まれる。

※更新費用には、改修費用を含む

第 2 章 実施プログラム

1. 実施プログラムの考え方

適正配置方針に基づき実施するマネジメント方策について、具体的な時期を定めて実施プログラムとして策定する。実施プログラムは、「志木市人口ビジョン」の推計人口を参考として、人口減少を前提として策定するものとする。このため、将来的な人口の推移が推計と乖離した場合、計画も随時、見直すこととする。

(1) 限界年数の設定

建物の限界年数は、躯体の寿命となる年度を「耐用限界年度」とし、改修（大規模改修）を行う年度を「改修限界年度」として、以下の通り設定する。

※学校施設については、「志木市学校施設長寿命化計画」に基づき、限界耐用年数を設定する。

■限界年数の考え方

区分	施設分類	構造	限界年数
耐用限界年度	学校施設以外	木造	建築年から 30 年
		それ以外	建築年から 65 年
	学校施設	—	建築年から 80 年
改修限界年度	—	—	建築年から 30 年

(2) マネジメント方策の実施時期

改修未実施の施設は、改修限界年度に改修、耐用限界年度にマネジメント方策を実施する。また、改修実施済の施設は耐用限界年度にマネジメント方策を実施し、マネジメント方策が「民営化」「廃止」の施設は、改修限界年度にマネジメント方策を実施する。ただし、「志木市人口ビジョン」の人口減少割合等に基づき、マネジメント方策の実施時期を調整する。

■マネジメント方策の実施時期

施設の態様	改修限界年度	耐用限界年度
改修未実施の施設	改修を実施	マネジメント方策を実施
改修実施済の施設	—	マネジメント方策を実施
マネジメント方策が「民営化」「廃止」の施設	マネジメント方策を実施	—

※改修限界年度及び耐用限界年度に限らず、施設の状況に応じて、必要な改修またはマネジメント方策を実施する。

(3) 計画期間内の取組

第Ⅱ期(令和 7(2025)年度～令和 16(2034)年度)については、第Ⅰ期計画においてマネジメント方策を未実施の施設、耐震性能が不足している施設及び現在複合化等の計画が進行中の施設について優先的にマネジメント方策を実施する。

そのため、上記以外の施設については、耐用限界年度に達していても、施設の管理状況に応じて継続して使用する場合もあり、その際は第Ⅲ期以降にマネジメント方策を実施する。

(4) マネジメント方策による延床面積削減の考え方

マネジメント方策ごとに、延床面積の削減量を以下の通り設定し、その実現を図る。具体的な削減量は、個別の整備計画（基本方針）策定時に決定する。

■延床面積削減の考え方

マネジメント方策	削減率
建替え	10%
集約	40%
複合化	30%
転用	0%
廃止	100%
民営化	100%
継続	0%

2. 用途別の実施プログラム

1. 市民文化系施設

(1) 課題

市民会館は老朽化に加え、新耐震基準以前に建てられ耐震性能が不足していたことから、「志木市公共施設適正配置計画～第Ⅰ期 個別施設計画～」に基づき、再整備を進めているところであるため、供用開始に向け早急な更新が求められる。

(2) 基本方針

- ① 市民会館は、複合化等再整備を進める。
- ② 宗岡公民館は、今後の老朽化に伴い集約化、複合化及び廃止等の検討を行う。

(3) 施設一覧：文化施設、集会施設

施設名	建築年	構造	耐用年数	改修限界年度	耐用限界年度	前回改修年度	延床面積(m ²)
市民会館	S53	RC	65	H20	R25	－	5,333.67
宗岡公民館	S52	RC	65	H19	R24	R2	979.96

■SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 W：木造

(4) 目標面積

令和 6(2024)年度末(現状)	令和 16(2034)年度末(目標)	削減率
6,313.63 m ²	5,918.34 m ²	▲6.3%

(5) 公共施設適正配置計画工程表

公共施設適正配置計画		
第Ⅰ期 個別施設計画 【平成 27 年度～令和 6 年度】 (2015 年度～2024 年度)	第Ⅱ期 個別施設計画 【令和 7 年度～令和 16 年度】 (2025 年度～2034 年度)	第Ⅲ期 個別施設計画 【令和 17 年度～令和 26 年度】 (2035 年度～2044 年度)
①マネジメント方策を 実施した施設	②マネジメント方策を実施又は検討する施設	
—	市民会館	宗岡公民館
③改修を実施した施設	④改修を実施又は検討する施設	
宗岡公民館	—	—



施設名／工程	第Ⅱ期 【令和 7 (2025) 年度～令和 16 (2034) 年度】	
	前期	後期
市民会館	市民会館を核とした複合化を実施	
	複合化実施	

※参考 (令和 27 (2045) 年度以降にマネジメント方策を実施又は検討する施設)
該当施設なし

2. 社会教育系施設

(1) 課題

新耐震基準に適合している施設が多いが、郷土資料館は新耐震基準以前に建てられ、耐震性能が不足しており、耐用年数も経過していることから、安全性の確保が求められる。

(2) 基本方針

可能な限り複合化し、面積の削減と管理運営の効率化を図る。

(3) 施設一覧：図書館、博物館等

施設名	建築年	構造	耐用年数	改修限界年度	耐用限界年度	前回改修年度	延床面積(m ²)
柳瀬川図書館	H3	RC	65	R3	R38	H29	2,326.64
郷土資料館	S53	W	30	H20	H20	－	216.93
旧村山快哉堂	H13	W	30	R13	R13	－	63.68
埋蔵文化財保管センター	H22	W	30	R22	R22	H30	398.67

■SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 W：木造

(4) 目標面積

令和 6(2024)年度末(現状)	令和 16(2034)年度末(目標)	削減率
3,005.92 m ²	2,821.24 m ²	▲6.1%

(5) 公共施設適正配置計画工程表

公共施設適正配置計画		
第Ⅰ期 個別施設計画 【平成 27 年度～令和 6 年度】 (2015 年度～2024 年度)	第Ⅱ期 個別施設計画 【令和 7 年度～令和 16 年度】 (2025 年度～2034 年度)	第Ⅲ期 個別施設計画 【令和 17 年度～令和 26 年度】 (2035 年度～2044 年度)
①マネジメント方策を 実施した施設	②マネジメント方策を実施又は検討する施設	
—	郷土資料館 埋蔵文化財保管センター	—
③改修を実施した施設	④改修を実施又は検討する施設	
柳瀬川図書館	旧村山快哉堂	—



施設名／工程	第Ⅱ期 【令和 7 (2025) 年度～令和 16 (2034) 年度】	
	前期	後期
郷土資料館	埋蔵文化財保管センターを核とした複合化を実施	
	複合化実施	廃止
埋蔵文化財保管センター	埋蔵文化財保管センターを核とした複合化を実施	
	複合化実施	

※参考 (令和 27 (2045) 年度以降にマネジメント方策を実施又は検討する施設)

- 柳瀬川図書館
- 旧村山快哉堂 (文化財であることから適正な維持補修により施設を保存する)

3. スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 課題

全ての施設が、新耐震基準以前に建設された施設であることから、耐震改修工事が施行されていない施設については耐震改修や更新・除却などによる早急な安全性の確保が求められる。また、市民体育館・秋ヶ瀬スポーツセンター・武道館については、施設の利用状況を加味した上で、複合化についても検討していく必要がある。

(2) 基本方針

- ① 耐震性能不足の施設が多いことから、安全性の確保を優先する。
- ② 複合化により、面積の削減と管理運営の効率化を図る。
- ③ 市民体育館は、市民会館との複合化を進める。

(3) 施設一覧：スポーツ施設、レクリエーション施設・観光施設

施設名	建築年	構造	耐用年数	改修限界年度	耐用限界年度	前回改修年度	延床面積(m ²)
市民体育館	S55	RC	65	H22	R27	H2	5,988.44
秋ヶ瀬スポーツセンター	S48	RC	65	H15	R20	H5	886.08
武道館	S45	S	65	H12	R17	-	209.96
八ヶ岳自然の家	S52	RC	65	H19	R24	H23	2,383.57

■SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 W：木造

(4) 目標面積

令和 6(2024)年度末(現状)	令和 16(2034)年度末(目標)	削減率
9,468.05 m ²	8,695.42 m ²	▲8.2%

(5) 公共施設適正配置計画工程表

公共施設適正配置計画		
第Ⅰ期 個別施設計画 【平成 27 年度～令和 6 年度】 (2015 年度～2024 年度)	第Ⅱ期 個別施設計画 【令和 7 年度～令和 16 年度】 (2025 年度～2034 年度)	第Ⅲ期 個別施設計画 【令和 17 年度～令和 26 年度】 (2035 年度～2044 年度)
①マネジメント方策を 実施した施設	②マネジメント方策を実施又は検討する施設	
—	市民体育館 秋ヶ瀬スポーツセンター 武道館	八ヶ岳自然の家
③改修を実施した施設	④改修を実施又は検討する施設	
—	—	—

施設名／工程	第Ⅱ期 【令和 7(2025)年度～令和 16(2034)年度】	
	前期	後期
市民体育館	市民会館を核とした複合化を実施	
	複合化実施	廃止
秋ヶ瀬スポーツセンター	秋ヶ瀬スポーツセンターを核とした複合化を実施	
	複合化実施	
武道館	秋ヶ瀬スポーツセンターを核とした複合化を実施	
	複合化実施	廃止

※参考 (令和 27(2045)年度以降にマネジメント方策を実施又は検討する施設)

該当施設なし

4. 学校教育系施設

(1) 課題

本市の公共施設の面積の 5 割を占める中で、昭和 45～54 年に建設されたものが約 6 割を占めている。一方で、耐震診断・耐震改修は進んでおり、全て耐震化が図られている。

本市の総人口及び年少人口は、将来的に減少することが予測されていることから、学校教育系施設は児童・生徒数の推移を見据えながら適正な施設量（延床面積）について検討する必要がある。

(2) 基本方針

- ①統廃合等のマネジメントにより、7 地域の学校教育系施設の偏在の解消を図る。
- ②他用途との複合化により、地域の拠点形成を図る。
- ③「志木市学校施設長寿命化計画」に基づき、限界耐用年数を 80 年として方策を検討する。

(3) 施設一覧：小学校、中学校、その他教育施設

施設名	建築年	構造	耐用年数	改修限界年度	耐用限界年度	前回改修年度	延床面積 (㎡)
志木小学校	S52	SRC	80	H19	R39	H14	13,333.00
いろは遊学館							
いろは遊学図書館							
志木学童保育クラブ							
志木第二小学校	S43	RC	80	H10	R30	H25	7,055.00
志木第三小学校	S38	RC	80	H5	R25	H24	6,345.00
志木第三学童保育クラブ							
志木第四小学校	S55	RC	80	H22	R42	H23	6,962.00
ふれあい館「もくせい」							
放課後子ども教室							
志木第四学童保育クラブ							
宗岡小学校	S45	RC	80	H12	R32	H26	5,732.00
宗岡第二小学校	S48	RC	80	H15	R35	H21	6,072.00
宗岡第二学童保育クラブ							
宗岡第三小学校	S52	RC	80	H19	R39	H22	4,635.00
宗岡第四小学校	S56	RC	80	H23	R43	H22	5,902.00
志木中学校	S50	RC	80	H17	R37	H20	7,944.00
志木第二中学校	S48	RC	80	H15	R35	H21	7,605.00
宗岡中学校	S50	RC	80	H17	R37	H20	6,906.00
宗岡第二中学校	S57	RC	80	H24	R44	H25	5,682.00

※学童保育クラブは校舎内にあるもののみ掲載

■SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 W：木造

(4) 目標面積

令和 6(2024) 年度末 (現状)	令和 16(2034) 年度末 (目標)	削減率
84, 173. 00 m ²	84, 173. 00 m ²	0%

(5) 公共施設適正配置計画工程表

公共施設適正配置計画		
第Ⅰ期 個別施設計画 【平成 27 年度～令和 6 年度】 (2015 年度～2024 年度)	第Ⅱ期 個別施設計画 【令和 7 年度～令和 16 年度】 (2025 年度～2034 年度)	第Ⅲ期 個別施設計画 【令和 17 年度～令和 26 年度】 (2035 年度～2044 年度)
①マネジメント方策を 実施した施設	②マネジメント方策を実施又は検討する施設	
—	—	志木第三小学校
③改修を実施した施設	④改修を実施又は検討する施設	
—	志木小学校	—

※第Ⅱ期（令和 7 年度～令和 16 年度）において、志木第二中学校区である志木第二小学校、志木第四小学校、志木第二中学校については、義務教育学校の設置に伴う改修等を行う予定である。

※参考（令和 27(2045)年度以降にマネジメント方策を実施又は検討する施設）

- 志木小学校
- 志木第二小学校
- 志木第四小学校
- 宗岡小学校
- 宗岡第二小学校
- 宗岡第三小学校
- 宗岡第四小学校
- 志木中学校
- 志木第二中学校
- 宗岡中学校
- 宗岡第二中学校

5. 子育て支援施設

(1) 課題

平成 12 年以降に建設された新しい施設が面積の 8 割以上を占めており、早急な更新等はない施設が多いが、今後多様化する保育ニーズを見据えた、コストを抑えた効率的な運営及び更新が必要となる。

(2) 基本方針

- ① 保育園については、「志木市こども計画」に基づき、今後、多様化する保育ニーズを見据えた再整備を検討する。
- ② 学童保育クラブについては、小学校の統廃合と合わせて検討する。

(3) 施設一覧：幼児・児童施設、幼稚園・保育園

施設名	建築年	構造	耐用年数	改修限界年度	耐用限界年度	前回改修年度	延床面積(m ²)
志木学童保育クラブ	H30	RC	65	R30	－	－	162.08
志木第二学童保育クラブ	H17	S	65	R17	R52	－	332.79
志木第三学童保育クラブ	H28	S	65	R28	R63	－	134.27
宗岡学童保育クラブ	H15	W	30	R15	R15	－	176.37
宗岡第三学童保育クラブ	H22	W	30	R22	R22	－	132.49
宗岡第四学童保育クラブ	H24	W	30	R24	R24	－	173.90
いろは保育園	H13	W	30	R13	R13	－	968.17
いろは子育て支援センター							
北美保育園	S47	W	30	H14	H14	H12	569.73
西原保育園	H18	W	30	R18	R18	－	786.88
西原子育て支援センター							

※学童保育クラブは校舎外にあるもののみ掲載

■SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 W：木造

(4) 目標面積

令和 6(2024)年度末(現状)	令和 16(2034)年度末(目標)	削減率
3,436.68 m ²	2,797.22 m ²	▲18.6%

(5) 公共施設適正配置計画工程表

公共施設適正配置計画		
第Ⅰ期 個別施設計画 【平成 27 年度～令和 6 年度】 (2015 年度～2024 年度)	第Ⅱ期 個別施設計画 【令和 7 年度～令和 16 年度】 (2025 年度～2034 年度)	第Ⅲ期 個別施設計画 【令和 17 年度～令和 26 年度】 (2035 年度～2044 年度)
①マネジメント方策を 実施した施設	②マネジメント方策を実施又は検討する施設	
館保育園 保育ママ・ステーション	いろは保育園 北美保育園 西原保育園	宗岡第三学童保育クラブ 宗岡第四学童保育クラブ
③改修を実施した施設	④改修を実施又は検討する施設	
—	宗岡学童保育クラブ	志木第二学童保育クラブ



施設名／工程	第Ⅱ期 【令和 7(2025)年度～令和 16(2034)年度】	
	前期	後期
いろは保育園	施設規模の縮減を前提としたマネジメント方策の検討	
いろは子育て支援センター		施設規模の縮減を前提とした マネジメント方策の検討
北美保育園	多様化する保育ニーズを見据え、保育施設の集約化の検討	
	集約を目指した整備手法の検討・整備	
西原保育園	多様化する保育ニーズを見据え、保育施設の集約化の検討	
	集約を目指した整備手法の検討・整備	廃止
西原子育て支援センター	西原保育園閉園に伴う廃止	
	廃止	

※参考 (令和 27(2045)年度以降にマネジメント方策を実施又は検討する施設)

- 志木学童保育クラブ
- 志木第二学童保育クラブ
- 志木第三学童保育クラブ
- 宗岡学童保育クラブ

6. 保健・福祉施設

(1) 課題

本市の総人口将来的に減少に転じても老年人口は増加傾向が続くことが予測されていることから、市民ニーズがさらに増加することが見込まれる。市民サービスを低下させないように機能性の向上を目指した更新等の検討が必要となる。

(2) 基本方針

- ① 施設の集約化を図る。
- ② 拠点施設の整備による機能充実を図ることで、効率的かつ効果的な施設運営を行う。

(3) 施設一覧：高齢福祉施設、障がい福祉施設、保健施設、その他社会福祉施設

施設名	建築年	構造	耐用年数	改修限界年度	耐用限界年度	前回改修年度	延床面積 (㎡)
第二福祉センター	H3	RC	65	R3	R38	H25	1,535.82
高齢者あんしん相談センター (柏の杜)							
健康増進センター	H22	S	65	R22	R57	-	757.69
西原ふれあいセンター							
総合福祉センター	S59	RC	65	H26	R31	H27	6,184.30
総合福祉センター(東館を含む)							
宗岡第二公民館							
教育サポートセンター							
宗岡子育て支援センター							
児童センター							
福祉センター							
児童発達相談センター							
第二福祉作業所	S59	S	65	H26	R31	H19	137.22

■SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 W：木造

(4) 目標面積

令和6(2024)年度末(現状)	令和16(2034)年度末(目標)	削減率
8,615.03 ㎡	8,615.03 ㎡	0%

(5) 公共施設適正配置計画工程表

公共施設適正配置計画		
第Ⅰ期 個別施設計画 【平成 27 年度～令和 6 年度】 (2015 年度～2024 年度)	第Ⅱ期 個別施設計画 【令和 7 年度～令和 16 年度】 (2025 年度～2034 年度)	第Ⅲ期 個別施設計画 【令和 17 年度～令和 26 年度】 (2035 年度～2044 年度)
①マネジメント方策を 実施した施設	②マネジメント方策を実施又は検討する施設	
総合福祉センター カフェ・ランチルーム宗四小	—	—
③改修を実施した施設	④改修を実施又は検討する施設	
—	第二福祉センター	健康増進センター

※参考（令和 27(2045)年度以降にマネジメント方策を実施又は検討する施設）

- 第二福祉センター
- 健康増進センター
- 総合福祉センター
- 第二福祉作業所

7. 行政系施設

(1) 課題

令和4年度に施設面積の大半を占める庁舎の建て替えを行うなど、新耐震基準以前に建てられた行政系施設は耐震改修が図られ、耐震性能を有しているが、一部施設では、新耐震基準に適合していないものもあるため、老朽化が進んだ施設の早急な更新が求められる。

(2) 基本方針

- ① 庁舎については、老朽化の進行状況等を勘案し、施設の適切な維持管理に努める。
- ② その他の施設については、適切な維持管理を行い、老朽化が進んだ施設の更新を進める。

(3) 施設一覧：庁舎等、消防施設、その他行政系施設

施設名	建築年	構造	耐用年数	改修限界年度	耐用限界年度	前回改修年度	延床面積(m ²)
庁舎	R4	SRC	65	R34	R69	－	10,855.15
柳瀬川駅前出張所	H5	S	65	R5	R40	R5	117.33
志木市民サービスステーション	H12	SRC	65	R12	R47	R4	504.97
志木市コミュニティスペースつつじ							
志木消防署	S52	RC	65	H19	R24	H23	1,316.00
消防団第1分団車庫	S59	S	65	H26	R31	－	137.75
消防団第2分団車庫	H17	S	65	R17	R52	－	96.96
消防団第3分団車庫	S54	S	65	H21	R26	－	71.37
消防団第4分団車庫	R2	S	65	R32	R67	－	94.17
消防団第5分団車庫	R4	S	65	R34	R69	－	97.80
防災倉庫	H3	S	65	R3	R38	－	100.44

■SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 W：木造

(4) 目標面積

令和6(2024)年度末(現状)	令和16(2034)年度末(目標)	削減率
13,391.94 m ²	13,368.12 m ²	▲0.2%

(5) 公共施設適正配置計画工程表

公共施設適正配置計画		
第Ⅰ期 個別施設計画 【平成 27 年度～令和 6 年度】 (2015 年度～2024 年度)	第Ⅱ期 個別施設計画 【令和 7 年度～令和 16 年度】 (2025 年度～2034 年度)	第Ⅲ期 個別施設計画 【令和 17 年度～令和 26 年度】 (2035 年度～2044 年度)
①マネジメント方策を 実施した施設	②マネジメント方策を実施又は検討する施設	
庁舎 消防団第 3 分団車庫 消防団第 4 分団車庫 消防団第 5 分団車庫	消防団第 1 分団車庫 防災倉庫	志木消防署
③改修を実施した施設	④改修を実施又は検討する施設	
柳瀬川駅前出張所 志木消防署	—	消防団第 2 分団車庫



施設名／工程	第Ⅱ期 【令和 7 (2025) 年度～令和 16 (2034) 年度】	
	前期	後期
消防団第 1 分団車庫	機能の効率化を考慮し、施設規模の縮減を前提とした建替えの検討	
	施設規模の縮減を前提とした建替えの 検討・整備	
防災倉庫	機能向上のため、用地を踏まえた建て替えの検討	
	施設規模の縮減を前提とした建替えの 検討・整備	

※参考（令和 27 (2045) 年度以降にマネジメント方策を実施又は検討する施設）

- 柳瀬川駅前出張所
- 志木市民サービスステーション
- 消防団第 2 分団車庫

8. その他

(1) 課題

施設は新耐震基準に適合しているが、適切な維持管理を進めていく中で老朽化が進んだ施設に対する更新等の対応が必要となる。

(2) 基本方針

- ① 駐車場・自転車駐車場については、現状維持を基本とする。
- ② 市営住宅については、適正な維持管理による長寿命化を図るとともに更新については民間借上げ方式なども検討する。

(3) 施設一覧：公営住宅、駐車場施設等

施設名	建築年	構造	耐用年数	改修限界年度	耐用限界年度	前回改修年度	延床面積 (㎡)
市営城山団地	H3	RC	65	R3	R38	H25	994.40
市営中野団地	S61	RC	65	H28	R33	H20	882.46
志木駅前自転車駐車場・志木駅東口地下駐車場	H12	RC	65	R12	R47	－	10,625.22
柳瀬川駅前自転車駐車場	S63	S	65	H30	R35	－	1,450.64

■SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 W：木造

(4) 目標面積

令和 6(2024)年度末（現状）	令和 16(2034)年度末（目標）	削減率
13,952.72 ㎡	13,952.72 ㎡	0%

(5) 公共施設適正配置計画工程表

公共施設適正配置計画		
第Ⅰ期 個別施設計画 【平成 27 年度～令和 6 年度】 (2015 年度～2024 年度)	第Ⅱ期 個別施設計画 【令和 7 年度～令和 16 年度】 (2025 年度～2034 年度)	第Ⅲ期 個別施設計画 【令和 17 年度～令和 26 年度】 (2035 年度～2044 年度)
①マネジメント方策を 実施した施設	②マネジメント方策を実施又は検討する施設	
—	—	—
③改修を実施した施設	④改修を実施又は検討する施設	
—	志木駅前自転車駐車場・志木駅東 口地下駐車場 柳瀬川駅前自転車駐車場	—

※参考 (令和 27(2045)年度以降にマネジメント方策を実施又は検討する施設)

- 市営城山団地
- 市営中野団地
- 志木駅前自転車駐車場・志木駅東口地下駐車場
- 柳瀬川駅前自転車駐車場

第 3 章 推進方策

1. 推進に向けた課題

(1) 進行管理

本計画では、マネジメント期間をⅠ～Ⅲ期に分割してマネジメント方策の実施を位置づけているが、各期においてその実施が遅れた場合、その後の期に影響を及ぼし、結果的に目標の達成が困難になるおそれがある。そのため、各期で位置づけたマネジメント方策を着実に実施していくことが重要である。

(2) 更新費用の抑制

マネジメント方策の実施に当たっては、PPP/PFI などの手法も含めた民間活力の活用も検討するなど、サービスを低下させないように配慮しながら施設にかかる更新費用の抑制を図る。

(3) 運営方法の適正化

具体的な施設の整備計画【基本方針】の策定に当たっては、PPP/PFI の導入をはじめとして、施設の整備だけでなく運営についても民間活力の活用について検討する必要がある。

(4) 合意形成の実施

各施設におけるマネジメント方策の実施に当たっては、庁内の情報共有はもとより、市民への説明責任を果たし、意見交換などを密に行うことにより、合意形成を図っていくことが重要である。

2. 推進体制

本計画を推進するにあたり、政策的な公共施設マネジメントの視点に加え、土木・建築の技術的な裏付けや財産管理などの関連部署との調整・連携を図りながら取組を推進する。